

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		在宅要介護者歯科保健事業			事業コード	0328
担当課等	所属名	市保健所 健康推進課		担当係名		
	課長名	健康推進課 津志田 和彦	担当者名	市保健所 健康推進課 小田島 晃子	電話番号	691-6219

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	健やかに暮らせる健康づくりの推進	コード 1
	基本事業	保健・予防の推進	コード 2			関連予算 費目名
			特記事項			
	事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 平成2年度～)
事務事業の概要	通院困難な在宅要介護(児)に対し、歯科医師が家庭訪問して歯科検診を行い、健康増進に努める					
根拠法令等	在宅要介護者歯科保健事業実施要領					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
平成2年度より実施し、併せて8020運動も開始。平成10年度からは、心身障がい児も加え対象者を拡大。平成17年度より委託診療(年3回まで)は、終了となり、歯科健診のみ現在まで継続実施している。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
利用者のほとんどが介護保険の対象者であり、介護保険サービスの中にこの事業同様の居宅管理指導がある。また利用者のほとんどが治療目的であり、本来の事業目的である健診目的での利用ではないなどの問題がある。そのため高齢化が急速にすすむ状況にある中、介護予防に重点をおいた事業内容に変えていく必要があるという意見が市歯科医師会より意見が出されている。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
この事業の利用者は、概ね介護保険の認定を受けているおり、居宅療養管理指導が受けられるため、この事業は平成22年度をもって廃止とする。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	市内在住の在宅の寝たきり者および心身障害者(児)で、歯科診療所への通院が困難な要介護者	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 在宅の寝たきり者数(通院が困難な要介護者)	単位	人
				B. 心身障害者・児数(通院が困難な要介護者)	単位	人
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ①広報、チラシ等で事業周知②申請受付③申請者が対象に該当する場合市歯科医師会に訪問を依頼④歯科医師による訪問歯科健診・口腔衛生指導を実施(年1回まで)健診の自己負担なし、市歯科医師会に委託 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 廃止とする	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 訪問歯科健康診査受診者数	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	通院困難な在宅要介護者の口腔内の問題点を早期に発見・改善することにより、生涯を通して食物(栄養)の経口摂取が可能となり、心身共に活力が増した状態で生活できる。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 口腔内の手入れ方法を理解し実行できる者の割合 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
				B. 予防的に歯科健診を活用している者の割合 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	%
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	円
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	病気になるようにする	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	全結核罹患率(単位:%) 乳幼児予防接種の接種者の割合(単位:%) 高齢者予防接種の接種割合(単位:%)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	在宅の寝たきり者数(通院が困難な要介護者)	人	149	166	150	146	0	0	0 年度 0
対象 指標B	心身障害者・児数(通院が困難な要介護者)	人	178	192	154	229	0	0	0 年度 0
対象 指標C									年度
活動 指標A	訪問歯科健康診査受診者数	人	83	80	66	110	0	0	0 年度 0
活動 指標B									年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	口腔内の手入れ方法を理解し実行できる者の割合	%	-	-	-	-	0	0	0 年度 0
成果 指標B	予防的に歯科健診を活用している者の割合	%	6	7	50	5	0	0	0 年度 0
成果 指標C		円							年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	2,157	2,109	1,592	1,890	0	0	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	2,157	2,109	1,592	1,890	0	0	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	2,157	2,109	1,592	1,890	0	0	*****
	延べ業務時間数	時間	170	140	170	200			*****
	職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)	千円	680	560	680	800	0	0	*****
	トータルコスト (A) + (B)	千円	2,837	2,669	2,272	2,690	0	0	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☒ 見直す余地がある ☐ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☒ 見直す余地がある ☐ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☒ 拡大または絞る余地がある ☐ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☒ 拡大または絞ることができる ☐ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☒ 影響がない ☐ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できる余地はありますか？	☒ 削減余地がある ☐ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☒ 削減余地がある ☐ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

理由:この事業本来の目的である在宅要介護者の歯科健診は、利用者が介護保険の認定を既に受けているため居宅療養管理指導で受けられる

理由:この事業本来の目的である在宅要介護者の歯科健診は、利用者が介護保険の認定を既に受けているため介護保険サービスの中に同様のサービスである居宅療養管理指導で受けられる

理由:在宅療養者に限定せず、多くの高齢者を対象に介護予防的見地から見直しを図る必要がある。

理由:口腔機能の向上により、健康維持増進を図る

その内容:65歳以上の口腔機能の低下した対象者へ口腔機能を向上させる指導を取り入れることにより成果向上が可能となる。

理由:介護保険認定者は、居宅管理療養指導のサービスで代用可能である。その他対象となる障がい者には同様のサービスはないが、現時点では、ほとんどこの事業の利用者がいない

事業名:歯科診療所では、医療保険、介護保険等で訪問による歯科診療を実施している。また40歳以上の成人に大しては、成人歯科健診を実施している

※類似事業がある場合、その事務事業と統廃合又は連携を図ることにより成果向上はできませんか？

統廃合・連携検討 ☒ できる ☐ できない ⇒ 4. 事務事業の改革案へ

その内容:成人歯科健診対象者の中で、嚥下機能が低下しやすい65歳以上の高齢者に対しては、口腔機能検査を行い、必要時歯科医師より指導を受ける

その内容:成人歯科健診に統合することで、効率性を図ることができる。

その内容:成人歯科健診に統合することで、効率性を図ることができる

理由:広報、ポスター、リーフレット等でPRして、成人歯科健診を受診した65歳以上は、全員に口腔機能質問票を記載してもらう。

理由:介護予防歯科健診の口腔機能検査実施者からは、そのための自己負担を徴収しない

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること この事業を廃止し、現在の成人歯科健診事業に、40歳～64歳を受診対象とし、65歳以上は口腔検査機能を受ける健診内容とする事業に変更する。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 口腔機能検査実施後の機能低下者に対しての他課の教室でのフォローアップについて、連携協議が必要である。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 事業の本来の目的である検診としての活用が減少してきたことから、この事業は平成22年度で廃止し、平成23年度からは成人歯科保健事業に新たに口腔機能検査を追加して事業を充実し、その事業を対象者が利用できることとした。
	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) ☐ 終了 ☐ 継続 ☒ 廃止 ☐ 休止 ↓ 時期:年度から ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携 ↓ 方向付けの理由と改革改善の内容 成人歯科保健事業に新たに口腔機能検査を追加して事業を充実し、本件事業対象者その事業を利用できることとする。	